

H28.3.30 平成 27 年度 第 4 回東金市地域公共交通会議 資料 2

東金市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について

東金市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東金市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、東金市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第 2 条 交通会議に出席した委員の報酬の額は次のとおりとする。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった者については支給しない。

- (1) 会長 日額 7,000 円
- (2) 委員 日額 6,400 円

（費用弁償の額）

第 3 条 委員が交通会議に出席し、又は交通会議の職務のために旅行したときに費用弁償として支給する旅費の額は東金市の例による。

（関係者の出席を求めた場合の報酬等）

第 4 条 要綱第 8 条の規定により、交通会議に委員以外の者の出席を求めた場合は、前 2 条の規定を準用する。

（補則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 月 日から施行する。

参考

東金市地域公共交通会議設置要綱（抜粋）

（関係者の出席等）

第 8 条 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第 16 条 交通会議等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

（費用弁償）

第 17 条 委員等が交通会議等に出席し、又は交通会議の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

H28.3.30 平成 27 年度 第 4 回東金市地域公共交通会議 資料 2

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が認めるものの実費額とする。